

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
		4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代		
		8番	石田 剛士
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
		18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
3番	丹下 貞行	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	9番	橋本 淳
10番	木村 均	17番	小原 正広

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主事補	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後2時00分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和4年第5回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、丹下委員、杉村委員、瀧委員、橋本委員、木村委員、小原委員の6名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしく申し上げます。

【会長】

田植えの時期を迎え、大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、只今から、令和4年第5回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、4番川松委員、15番宮田委員を指名いたします。

次に日程第2議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

まず、所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在5,724㎡の農地を経営しており、個人で年間250日、世帯では700日農業に従

事しています。

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在1,670㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では220日農業に従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在6,008㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では220日農業に従事しています。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在8,768㎡の農地を経営しており、個人で年間200日、世帯では600日農業に従事しています。

番号5番と6番は受人がそれぞれ近隣の農地を取得するための交換での所有権移転になります。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

農地の交換による所有権移転です。

受人は現在13,646.29㎡の農地を経営しており、個人で年間200日、世帯では300日農業に従事しております。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

農地の交換による所有権移転です。

受人は現在6,605㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では350日農業に従事しております。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

こちらの申請は渡人が亡くなっているため相続財産管理人である弁護士が代理者となって申請しております。

受人は申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 34,712.46 m²の農地を経営しており、個人で年間 120 日、世帯では 320 日農業に従事しております。

5 ページをお願いいたします。

ここからは権利設定の案件になります。

(番号 8 申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和 4 年 6 月 1 日から 5 年間の賃借権の設定です。

受人は、今回の申請で 2,351 m²の農地を経営することとなり、個人で年間 100 日、世帯では年間 220 日農業に従事する計画となっております。

6 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 8 件、移動の土地は、田 8 筆 5,731 m²、畑 10 筆 4,647 m²、合計 18 筆 10,378 m²です。

以上、番号 1 番から 8 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 3 議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

7ページをお願いします。

議案第24号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

8ページをお願い致します。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

9ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は、1件、転用の土地は、畑1筆353㎡、合計353㎡です。

以上、4条申請1件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第24号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

つづきまして、10ページをお願いいたします。議案第25号農地法5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。11ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

宅地 276.41 m²と一体利用します。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場・通路を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは通路を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

宅地 32.16 m²と一体利用します。

つづきまして12ページをお願いします。

ここからは権利設定の案件です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは車両置場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは自己用住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

宅地 198.65 m²と一体利用します。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは病院の新築工事を施工することによって作業員用の駐車場を設置するため一時的に転用をいたします。

転用期間につきましては令和4年7月1日から令和5年3月31日までの9か月です。

つづきまして、13ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、11件 転用土地 田 5筆 2,560.05 m² 畑 10筆 3,135 m² 合計 5,695.05 m²です。

以上5条申請 11件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第25号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案14ページをお願い致します。

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受

理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。
本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件のみになります。

15 ページをお願いします。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定は41筆、使用貸借権の設定は7筆です。

貸借期間は令和4年7月1日から令和9年12月31日までが1筆、令和4年7月1日から令和14年12月31日までが46筆、令和4年7月1日から令和34年12月31日までが1筆です。

19 ページ総括表をお願い致します。

田 43筆 28,760 m² 畑 5筆 6,357 m² 合計 48筆 35,117 m²になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤 強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

賛成多数と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第27号農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案20ページをお願い致します。

議案 第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用

地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出 会長名でございます。

21 ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定は41筆、使用貸借権の設定は7筆です。

貸借期間は令和4年7月1日から令和9年12月31日までが1筆、令和4年7月1日から令和14年12月31日までが46筆、令和4年7月1日から令和34年12月31日までが1筆です。

25 ページ総括表をお願い致します。

田 43筆 28,760 m² 畑 5筆 6,357 m² 合計 48筆 35,117 m²になります。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限より、田中委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。

議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

【会長】

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第7 議案第28号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について を議題いたします。

事務局から説明を求めます。

【事務局】

議案書26ページをお願いします。

議案第28号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

農業委員会による最適化活動の推進等について に基づき、令和4年度最適化活動の目標の設定等を別紙のとおり定めるので、農業委員会の議決を求める。本日付け提出、会長名でございます。

それでは、事前に配布しております『令和4年度最適化活動の目標の設定等』と書かれたお手元の資料をお願いします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。

また法第37条の規定により、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。

これらの規定に基づき、令和4年2月に農林水産省より農業委員会による最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告について実施するよう通知がありました。

農業委員や推進委員が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向把握と意向を踏まえた農地の斡旋、農地パトロールなど多岐に渡っています。農業者の減少や高齢化が進む中で、農業委員会は最適化活動を実施することが重要であり、その透明性を確保する必要があります。このため、農業委員会は今年度から、毎年、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検を行い点数化することで評価し、ホームページ上で公表することとなりました。

以上の経緯によりまして、このたび最適化活動の目標を作成しましたので、本案件を上程させていただくものでございます。

それでは、順に内容説明に入らせていただきます。

始めに、1ページ目の「Ⅰ 農業委員会の状況」です。

「1 農業委員会の現在の体制」につきましては、現在の委員の定数及び実数を記載しています。

次に、その下の「2 農家・農地等の概要」につきましては、農林水産省が公表している「農林業センサス」および「耕地及び作付面積統計」の数値を記入することになっているため、各種統計の情報を記入させていただいております。

資料をはねていただき、2ページ目をお願いします。

「Ⅱ 最適化活動の目標」の(1)農地の集積についてです。

現状として、市内の農地面積3,180haに対して令和3年度末の集積面積は939.1haで、集積率は29.5%となっております。

ここで集積面積とは、認定農業者、認定新規就農者、※基本構想水準到達者への農地の集積面積となります。

課題として、畑の担い手が少なく、田と比較して集積が進んでいない。また農地中間管理事業を市行政やJAと連携し、進めていく必要があるとしました。

目標としましては、愛知県が定めた基本方針により令和12年度の集積率80%を採用し、残りの期間9年で割り戻した結果、1年間で5.6%の集積の増加が必要となってまいります。

したがって、今年度の新規集積面積を178.1ha、集積率を35.1%の目標として設定いたしました。

次に(2)遊休農地の解消について でございます。

現状として、遊休農地は市内全体で80haあります。

その内、草刈りを行うことで、直ちに耕作が可能となる緑区分の遊休農地は、35.1ha、雑木が生えて草刈りでは直ちに耕作することができない黄区分の遊休農地は44.9haありました。

課題として農家の高齢化、また相続によって、非農家や市外在住の農地所有者の増加があります。

また管理されてない植木畑について、徐々に森林化が進み再生利用が難しくなってきているとしました。

目標としては、ア既存遊休農地とイ新規発生遊休農地の解消の2つに分けて設定を行います。

アの既存の緑区分遊休農地については、5年間で解消を目指し、目標をたてるように決められております。

黄区分の遊休農地については、別途工程表を策定し基盤整備事業に併せて解消するように決められています。

イの新規発生した遊休農地は、緑区分35.1haの内、16.2haありました。

よって、アの既存の緑区分遊休農地は、35.1haから16.2haを差し引き、18.9haとなりまして、これを5年間で割ると、今年は3.8haの解消目標となっております。次にbの黄区分の遊休農地の解消のための工程表策定方針は、現地調査を行い、再生困難な非農地との見極めを行い、土地改良区等の関係機関と協議をしながら策定することといたしました。

それでは次の3ページ目をご覧ください。

(3)新規参入の促進 でございます。

現状として、令和元年度から令和3年度までの新規で認定農業者や認定新規就農者になられた方の実績が記載されております。

課題としては、農業委員及び推進委員、市行政、農協と連携し新規参入者の掘り起しを進める必要がある。

また、農業従事者の高齢化、後継者不足による担い手の減少が深刻化しているとしました。

次に目標ですが、設定する前に平成28年度から平成30年度の過去3年間の農地法第3条許可や農業経営基盤強化促進法に基づき公告された集積計画による権利移動面積の合計を記載しております。

過去3年の権利移動面積の平均の1割以上を新規参入者への貸付について農地所有者の同意を得ることを目標として設定することとされており、18.3haを目標として設定いたしました。

次に2. 最適化活動の活動目標 (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。

最適化活動を行う委員としましては、現場活動を中心に実施している農地利用最適化推進委員24人を対象として、活動日数は1人当たり、月6日を設定しました。

6日に設定した根拠は、農林水産省が作成した目標達成の評価方法で加点される最低日数が6日以上であるためです。活動時間にかかわらず、最適化活動を行った場合は、1日と計上し、事務局が依頼した農地パトロールだけでなく、普段の生活の中で地元の農家の方から自分の田を貸したいと頼まれた場合や、自分の畑に農作業に行くだけでも、付近の農地に異常がないことを確認できるため、1日と計上してよいとされております。

(2)活動強化月間の設定目標は、国が指定した3回を目標とし、5月にある農業塾入塾説明会の実施月を新規参入促進月間とし、11月に利用意向調査を配布し12月に回収を行うため、それぞれを利用意向調査の配布月間と回収月間として設定しました。

(3)新規参入相談会への参加目標は、1回実施することを目標に設定し、先ほどもご説明いたしました、農業塾の担い手育成コースの入塾説明会を開催し、これに委員が参加することを目標としました。

こちらについては、先週の5月17日に実施し、農業委員長に参加いただいております。以上が目標の設定となりますが、1年間活動した結果については、来年の5月の総会で点検・評価を行う予定をしております。

以上で、議案第28号の説明を終わらせていただきます。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

【横井委員】

最適化活動の目標の達成に向けた努力として、委員はどのように携わっていくのか。達成に向け、具体的に何をすればいいのか。

【事務局】

具体的な活動としては、農地利用最適化推進委員さんに、活動記録簿をつけていただくようお願いしている。

農地の集積率増加や新規就農者の促進に向けた活動をしてもらい、活動を行った経緯を記録簿に記載していただく。こちらの記録簿に関しては、地元の人と農地の話をする、自分の

農地に向かう途中に周りの農地に問題がないことを確認した、など推進委員さんの普段の活動も含めていただいても大丈夫である。

【横井委員】

先ほど、地元の人と委員さんが話をするとあったが、現状、地元の方は推進委員がどなたかは把握していない。誰に報告すればいいかわからない状況であり、相談する機会が無いのではないか。

また、こちらの最適化活動の目標を達成できなかった場合のペナルティなどは存在するのか。

【事務局】

推進委員さんは小学校区など広いエリアをそれぞれ担当されており、誰が担当なのか分からない現状である。

委員さんの名簿は公開しているが、こちらから発信することはない。直接聞かれば、お答えすることができるため、農業委員の皆様にも、農地の集積などの話があれば、こちらからお答えするため、一度事務局まで教えてほしい。

最適化活動の目標を達成できなかった場合のペナルティなどはありません。

【会長】

他に質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第28号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第8 報告第13号 現況証明願の報告についてから日程第10 報告15号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

27ページをお願いします。

報告第13号現況証明の報告についてです。

現況証明が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

28ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

平成12年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号2申請地、地目、面積朗読)

昭和46年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号3申請地、地目、面積朗読)

昭和42年より倉庫敷地として利用しておりました。

(番号4申請地、地目、面積朗読)

昭和52年より倉庫敷地として利用しておりました。

つづきまして、29ページをお願いします。報告第14号農地法第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

30ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の届出(所有権移転)です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号2申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、駐車場による転用でございます。

(番号3申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、駐車場による転用でございます。

(番号4申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号5申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、動物病院による転用でございます。

(番号6申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

つづきまして、31ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の(権利設定)の届出です。

(番号7申請地、地目、面積、権利朗読)

使用貸借権の設定で、住宅による転用でございます。

32ページの総括表をお願いします。

申請件数 7件 田3筆 466㎡ 畑8筆 1,969㎡ 合計2,435㎡です。

つづきまして、33ページをお願いします。

報告第15号 農地法第18条6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。本日付け、会長名です。

34ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

農地売却のための賃借権の解除です。

35ページの総括表をお願いします。

申請件数 1件 田 1筆 306㎡ です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これをもちまして、令和4年第5回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時48分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

4番委員

川松 忠彦

15番委員

宮田 佳司